



## 12月4日～10日は人権週間です 身近な人権問題について考えてみませんか？



人権広報大使  
ちりゅう

私たちが暮らす社会には、さまざまな立場の人が暮らしています。自分とは違う立場の人に対し、気付かないうちに偏見を持ったり、差別的な発言や行動をとったりしていませんか？

世界人権デーの12月10日を最終日とした、12月4日～10日の一週間を法務省と全国人権擁護委員連合会は「人権週間」と定め、広く国民に人権意識の普及高揚を図っています。

### 【人権擁護委員による特設人権相談】

**時** 12月1日(火)午前10時～正午(午後1時～4時は通常の「心配ごと相談」を実施)

**所** 福祉の里ハツ田

※その他、小学校への訪問や懸垂幕の利用などにより、人権週間の周知を図ります。

### 「人権教育・啓発に関する知立市行動計画2018－2027」を策定しています。 ～市ホームページからも全編ご覧いただけます～

○計画の基本目標 『互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり』

○計画のポイント

#### 性的マイノリティに対する理解の促進

性的マイノリティとは、生物学的な性(からだの性)と性自認(こころの性)が一致しない性同一性障がいの人々や、同性愛や両性愛といった性的指向などを持った人々のことをいいます。正しい理解を促進し、差別や偏見をなくすための啓発を行います。

#### インターネットによる人権侵害

情報社会の進展により、インターネットを通じてだれもが情報の発信・収集が可能となった一方、その匿名性や容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害することが問題となっています。インターネットの利便性と危険性を理解するための啓発を進めます。

#### 部落差別(同和問題)

部落差別は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、一部の人々が日常生活の上でさまざまな差別を受けるという、我が国固有の重大な人権問題です。

現在でも部落差別が存在していることや、近年ではインターネット上での誹謗・中傷など、差別に関する状況の変化が生じていることから、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。差別や偏見をなくすための啓発を行うとともに、相談体制の充実に努めます。

**問** 協働推進課 協働人権係(☎95-0144)

## 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における 固定資産税・都市計画税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小企業者・小規模事業者の令和3年度の固定資産税・都市計画税を減免します。

### ▽対象の事業者

- ・資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本または出資を有しない法人または個人は、従業員が千人以下の場合
- ※性風俗関連特殊営業、大企業の子会社等は対象外です。

### ▽減免対象

- ・事業用家屋および設備等の償却資産に対する固定資産税
- ・事業用家屋に対する都市計画税

### ▽減免割合

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の合計に応じて次のとおり減免します。

- ①前年同期比50%以上減少した場合は全額減免
- ②前年同期比30%以上50%未満減少した場合は2分の1減免

### ▽必要書類

- ・申告書(認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの)  
※申告書は市ホームページからダウンロードできます。
- ・収入減を証明する書類(会計帳簿や法人事業概況説明書、青色申告決算書の控えの写しなど)
- ・特例対象家屋の事業用割合を示す書類(青色申告決算書の控えの写しなど)
- ・収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合は、猶予の金額や期間等を確認できる書類

### ▽申請方法

令和3年1月4日(月)～2月1日(月)に必要書類について事前に認定経営革新等支援機関等(商工会・税理士・公認会計士等)の確認を受け、申告書に確認印を押印してもらったうえで郵送、eLTAXまたは直接税務課資産税係(〒472-8666住所不要)へ。

※感染症対策のため、可能な限り郵送かeLTAXをご利用ください。

**問** 税務課 資産税係(☎95-0148)

